

# 伯耆町産業ネットワーク組織設立準備協議会(仮称)参加者募集

産業振興のためにみんなで助け合う

組織をつくりませんか

町内の会社、個人事業主、農業者、一般の住民の方など、誰でも参加できます。

(準備会への参加に会費等の負担はありません)



この協議会は、みんなで助け合い、支え合って、地域産業の振興に取り組むためのネットワーク組織設立を目指し、「皆で何ができるのか」「どんな支援・連携・共同が可能なのか」「どんな組織が良いのか」などを考え、みんなのための組織を創り出す活動を行います。

## 1. ネットワーク組織って何?

農業、商工業、観光業などジャンルに関係なく集まり、異業種交流をしながら、参加者の連携・協力・共同・支援による事業の拡充、新たな事業展開などを行い、伯耆町の産業振興を支援する組織です。一般の住民の方もご参加いただけます。

## 2. 協議会は準備のために何をやるの?

協議会では、みなさんがどのようなことに困っているのか、困った人に何ができるのかなどを話し合い、みんなが助け合って、みんなが喜べるようにするためには、どんな事をすればいいのかを、ネットワーク組織を通して実現するための調査・研究と設立のための準備を行います。

## 3. どうすれば参加できるの?

参加申込書をご提出いただければ参加できます(用紙等は下記お問い合わせ先まで、ご連絡ください)。申込期限はありませんが、1次募集として5月23日(金)までに(必着)お申し込みの方を対象に、協議会結成大会(6月上旬を予定)のご案内をいたします。それ以降の申込みについては、結成大会以降に会員として登録させていただきます。

産業ネットワーク形成事業の説明会を行います。興味のある方はぜひご参加ください。

5月12日(月)19:00~ 農村環境改善センター(本庁舎横)2階 多目的ホール

5月13日(火)19:00~ 溝口公民館 3階 大会議室

詳しい資料の請求等お問合せ先

伯耆町役場 地域再生戦略課 地域産業創造チーム

〒689-4121 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37-3

電話:0859-68-4212 ファクシミリ:0859-68-3866

Eメール: keieikikaku@houki-town.jp

# 六月一日から 公共施設の使用料が変わります

伯耆町では、特定の方が施設を使用する際に、サービスに係る経費の一部として、一定の使用料を徴収しています。その使用料の設定や減免の取り扱いについては、合併後に見直して統一することとされており、施設によって取り扱いが異なっていました。このたび、住民間の公平な利用を目的として、使用料の設定や改定にあたっての基本的な考え方を統一し、次のとおり使用料を見直しました。

【見直しを行った主な項目】  
一、減免基準の統一化・明確化  
基準を作成し、一律的な運用を行う  
施設の目的外利用の場合は使用料を徴収します。  
二、使用料算定の考え方を統一  
使用料の単位時間を統一  
基本は1時間を単位として料金を徴収します。

公民館教室等、現在無料でお使いの団体が、これまでと同じ目的で施設を使われる場合は引き続き無料です。

## 6月1日からの主な施設の1時間当たりの使用料

ホール・会議室			体育館・武道館			
施設	室名	使用料	施設	区分	使用料	
岸本公民館	大会議室	900円	溝口体育館	団体使用	全面	700円
	第1会議室	200円			半面	400円
溝口公民館	大会議室	900円	溝口武道館	個人使用	一般	100円
	和室	100円	岸本武道館		高校生以下	50円
二部公民館	研修室	400円	総合スポーツ公園			
	和室	100円	施設名・区分	使用料	照明使用料	
たたら会館	研修室	900円	多目的グラウンド	2,100円	-	
日光公民館	講堂	400円	ラグビー場	2,100円	-	
	和室	100円	野球場	一般	2,100円	10,500円
神奈備ふれ	多目的室	400円		公共的団体	-	5,250円
あい会館	会議室	100円	グラウンド	団体	1,050円	-
農村環境改善センター	多目的ホール	1,500円	ゴルフ場	個人	100円	-
	農事研修室	400円	プール	一般	200円	-
休館日及び開館日の9時から17時以外の使用料は2倍になります				1回当たり	町内の中学生以下	無料

この表にない施設の使用料は各施設にお問合せください

【問合せ先】 総務課 68-3111